

発議第 1 号

八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出します。

平成27年3月19日

提出者

八雲町議会議員 岡田修明

賛成者

八雲町議会議員 三澤公雄

〃 佐藤智子

〃 岡島敬

〃 大久保建一

〃 宮本雅晴

八雲町議会議長 能登谷 正人 様

別紙

八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例

八雲町議会委員会条例（平成 17 年八雲町条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第 19 条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第 19 条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 19 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 19 条の規定は、なおその効力を有する。